

リフォームローン（㈱ジャックス保証）

（令和7年4月1日現在）

商品名	リフォームローン（㈱ジャックス保証）
ご利用いただける方	○お借入申込時の満年齢が18歳以上で、ご完済時の満年齢が79歳以下の方。 ○安定・継続した収入の見込める方。 ○リフォームローンまたは住宅ローンの借換を資金使途に含む場合、その借換対象ローンで直近3ヶ月以内に返済遅延がない方 ○当J Aが指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証を受けられる方。 ○その他当J Aの定める一定の条件を満たしている方。
資金使途	①住居の増改築及び住宅設備機器購入 ②バリアフリー工事および介護機器購入 ③キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム ④エコキュート・太陽光発電システム購入 ⑤耐震強化工事資金 ⑥上記①～⑤のリフォーム資金と他金融機関・他社のリフォームローンの借換を合わせた資金 ⑦上記①～⑤のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金 ※リフォーム資金と住宅ローンの借換をする場合、住宅ローン利用者で返済実績が5年以上あること。 ⑧リフォームローンの借換資金 ⑨上記①～⑦の資金と同時に家電、家具を購入又は買い替えをするための資金 ⑩10kW以上50kW未満の産業用太陽光発電システム購入資金および付帯工事資金 ⑪上記①～⑤および⑩における完工後のリフォーム資金（ただし、完工後3ヶ月以内とします。）
借入金額	○10万円以上1,500万円（自営業者は1,000万円）以内とし、1万円単位とします。 ※借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とする。
借入期間	○6ヶ月以上20年以内（1ヶ月単位）ただし、団体信用生命保険に加入できない方は最長15年以内 ※借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とする。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動金利選択型】 当初お借入時に、固定金利をご選択いただいた場合、選択した固定金利期間（3年・5年・10年）によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、当J Aの店頭でお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。 なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の住宅ローンプライムレートにより、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 【固定金利型】 当J A所定の金利で、全期間固定金利となります。 ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。 ただし、特定月増額返済の割合はご融資額の50%の範囲内となります。 ※変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。

担保	○不要です。																		
保証	○(株)ジャックスの保証を受けていただきます。																		
団体信用生命共済（保険）	○当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。ただし、融資金額が 1,000 万円以内かつ融資期間が 15 年以内の場合は、団体信用生命共済（保険）への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 3 0 %</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 1 0 %</td></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0. 1 0 %</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0. 5 0 %</td></tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 2 0 %</td></tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0. 4 0 %</td></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td><td>年 0. 2 0 %</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 3 0 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 1 0 %	団体信用生命共済（連生）	年 0. 1 0 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0. 5 0 %	がん保障特約付団体信用生命共済	年 0. 2 0 %	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0. 4 0 %	団体信用生命共済（ワイド）	年 0. 2 0 %
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	なし																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 3 0 %																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 1 0 %																		
団体信用生命共済（連生）	年 0. 1 0 %																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0. 5 0 %																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年 0. 2 0 %																		
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0. 4 0 %																		
団体信用生命共済（ワイド）	年 0. 2 0 %																		
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 3 0 %																		
手数料	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、3,300 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500 円の取扱手数料（消費税等含む）が必要です。 ※上記手数料の詳細については、お近くの当 J A の融資窓口にお問い合わせください。																		
苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部（電話：0254-26-3048）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。																		
その他	○お申込みに際しては、当 J A および(株)ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。																		